⑭　快適トイレの設置　本建設工事は、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

⑮　本建設工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

⑯　本建設工事は、当該工事において他の模範となるような働き方改革に関する取組みとして、週休２日（４週８休以上）の確保に向けた受注企業の取組み（社員教育や情報共有方法等）を実施した場合、また、若手（35歳以下）や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組みが図られている場合に、工事成績で加点評価する工事である。

⑰　本建設工事は、建設現場の週休２日の実現のため、受注者が工事着手前に発注者に対して週休２日に取り組む旨を協議したうえで取り組む試行工事である。工事着手日から工事完成日までの期間において、４週６休以上を確保することとし、４週８休以上は、現場閉所28.5％（８日/28日）以上の場合、４週７休以上４週８休未満は、現場閉所が25％（７日/28日）以上28.5％未満の場合、４週６休以上４週７休未満は、現場閉所率が21.4％（６日/28日）以上25％未満の場合とする。

⑱　現場閉所の達成状況に合わせ、補正係数を各経費に乗じるものとする。

補正係数については、下記のとおりとする。ただし、労務費の対象は「公共工事設計労務単価」とし、「機械設備工事積算に係わる標準賃金」は対象としない。

【４週８休以上：補正係数】

労務費	1.05
機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.05

【４週７休以上　４週８休未満：補正係数】

労務費	1.03
機械経費（賃料）	1.03
共通仮設費率	1.03
現場管理費率	1.04

【４週６休以上　４週７休未満：補正係数】

労務費	1.01
機械経費（賃料）	1.01
共通仮設費率	1.01
現場管理費率	1.02

⑲　本建設工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。

⑳　本建設工事は、施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取り組みを実施することができ、取り組みの履行及び効果が確認された場合、工事成績評定で優位に評価する。本取り組みを実施する場合、施工計画書に、現場における生産性向上に資する施工手順の工夫や既存技術の効果的活用等を位置づけ、履行義務として取り扱うものとする。施工計画書には①取り組みの内容、②期待される効果等を明記するものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）また、設計業務委託契約の締結日までに、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、九州地方整備局長が別に定める手続きに基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑸　平成16年度以降に完成した、元請けとして次に掲げるア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）

ア）堰・水門工事、伏せ越し工事、管渠推進工事のいずれかの施工実績を有すること。

但し、共同企業体にあっては、構成員のいずれか１社が上記同種工事の実績を有すること。なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

⑹　次に掲げる(a)から(d)までのいずれかを満たす設計技術者を当該設計業務に配置できること。なお、設計技術者とは、管理技術者をいう。

(a)　技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

(b)　技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

(c)　ＲＣＣＭの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(d)　土木学会認定技術者（特別上級、上級又は１級）又は、博士（工学）。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・１級建設機械施工技士の資格を有する者
・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木」又は「林業―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　平成16年度以降に完成した、元請けの技術者として、上記⑸に掲げる同種工事の経験を有する者であること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）但し、一人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。また、共同企業体にあっては、構成員のいずれか１人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。